

球磨村移住定住促進支援給付金交付要綱

令和6年6月27日

告示第33号

(趣旨)

第1条 村長は、球磨村外からの移住及び定住を促進することにより、新たな地域づくりによる地域力の向上を図り、もって本村の持続的発展に不可欠な定住人口の維持及び拡大に資するため、移住者に対し、予算の範囲内において、球磨村移住定住促進支援給付金（以下「給付金」という。）を交付するものとし、その交付については、球磨村補助金等交付規則（平成3年球磨村規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 本村以外の市町村から本村に転入することをいう。
- (2) 定住 本村の住民基本台帳に登録され、長期にわたって本村を生活の拠点とすることをいう。ただし、転勤、就学その他の理由による一時的な転入に係るものを除く。
- (3) 住宅 自己の居住の用に供する建築物であつて、居室、台所、浴室及びトイレを備えているものいう。
- (4) 移住世帯 本村以外の市町村における同一の住所から本村の同一の住所に転入する者の集まり又は移住をする単身の者をいう。ただし、世帯の一部の者が当該世帯に属する他の者と異なる日に移住をする場合にあつては、移住が最も早かった者が移住をした日から起算して1年を経過した日以後に移住をする者を除く。

(給付金の種類及び交付額)

第3条 給付金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 住宅取得給付金
- (2) 移住者住まい応援給付金

2 給付金の交付額は、別表のとおりとする。

(給付金の交付対象)

第4条 給付金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) その属する移住世帯の全員が、定住を目的として移住をし、移住をした日（移住世帯の一部の者が当該世帯に属する他の者と異なる日に移住をする場合にあつては、移住が最も遅かった者が移住をした日。次号及び第9条第1項第1号において同じ。）から起算して5年以上本村に居住すること。

(2) 移住をした日時点において、その属する移住世帯に次のア又はイのいずれかに該当する者がいること。

ア 過去に本村に居住したことがない者

イ 本村を転出した日から起算して3年以上経過している者

(3) その属する移住世帯の全員が、球磨村暴力団排除条例（平成23年球磨村条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(4) 申請日時点において、その属する移住世帯の全員に市町村税の滞納がないこと。

(5) 住宅取得給付金の交付を受けようとする場合にあっては、次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア その属する移住世帯の世帯主又は世帯員を登記名義人として、移住をした日（移住世帯の一部の者が当該世帯に属する他の者と異なる日に移住をする場合にあっては、移住が最も早かった者が移住をした日）以前1年以内に村内で住宅を新築し、又は村内に建築された住宅（当該世帯に属する者の三親等以内の親族が所有するものを除く。以下同じ。）を購入すること。

イ その属する移住世帯の全員が、給付金の申請に係る住宅の取得に関し、他制度による補助金等の交付を受けていないこと。

（給付金の交付の申請及び実績報告）

第5条 規則第3条第1項の申請書及び規則第13条の補助事業等実績報告書の様式は、球磨村移住定住促進支援給付金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号。以下「申請書兼実績報告書」という。）による。

2 申請書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 誓約書兼同意書（別記様式第2号）

(2) その属する移住世帯全員の住民票の写し又はこれを複写したもの

(3) その属する移住世帯全員について移住前に居住していた市町村に係る市町村税の未納がないことの証明書

(4) 住宅取得給付金の交付を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類

ア 新築し、又は購入した住宅の登記事項証明書又は登記の内容が分かる書類の写し

イ 新築し、又は購入した住宅の平面図又は間取り図の写し

ウ 新築し、又は購入した住宅の外観及び内部の写真

エ 新築し、又は購入した住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し

(5) その他村長が必要と認める書類

3 申請書兼実績報告書の提出期限は、給付金の交付を受けようとする者の属する移住世帯が移住をした日から起算して6月を経過する日とする。ただし、当該世帯の一部の者が当該世帯に属する他の者と異なる日に移住をする場合は、移住が最も早かった者が移住をした日から起算して1年を経過する日又は移住が最も遅かった者が移住をした日から起算して6月を経過する日のいずれか早い日とする。

4 前項ただし書の場合における申請書兼実績報告書の提出は、移住が最も遅かった者が移住をした日以後に行うものとする。

(給付金の交付の決定及び額の確定)

第6条 規則第4条第1項の規定による給付金の交付の決定及び規則第14条の規定による給付金の額の確定の通知は、球磨村移住定住促進支援給付金交付決定通知書兼交付確定通知書(別記様式第3号)による。

(給付金の請求)

第7条 前条の規定による通知を受け、給付金を請求しようとする者は、球磨村移住定住促進支援給付金交付請求書(別記様式第4号)を村長に提出しなければならない。

(給付金の交付)

第8条 村長は、前条の規定による請求が適当であると認めるときは、給付金を請求した者に給付金を交付するものとする。

(給付金の返還)

第9条 村長は、給付金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期限を定めて、既に交付した給付金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 給付金の交付を受けた者の属する移住世帯の全員が、移住をした日から起算して5年以内に転出したとき。

(2) その他村長が相当と認める事由があるとき。

2 前項第1号の場合において、村長がやむを得ない事情があると認めるときは、給付金の返還を免除することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月27日から施行し、令和6年4月1日以後に移住をした者について適用する。

別表(第3条関係)

給付金の種類	交付額	備考
住宅取得給付金	1世帯につき定額20万円とする。	住宅取得給付金の交付は、1世帯につき1回限りとする。 なお、新築し、又は購入した1つの住宅に対し、当該住宅を移住先として移住をする世帯が複数あり、かつ、当該住宅の登記名義人がその複数の世帯にそれぞれ

		れ属しているときは、そのうちの1世帯のみを住宅取得給付金の交付の対象とする。
移住者住まい応援給付金	<p>1世帯につき定額3万円とする。</p> <p>ただし、子育て世帯(子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。)と子以外の者(いずれも第4条第1項第2号ア又はイに該当する者に限る。)が属する世帯をいう。)の者が移住者住まい応援給付金の交付を受ける場合は、「子ども加算」として、同号ア又はイに該当する子の人数に応じて当該金額に次のとおり加算する。</p> <p>子が1人の場合 3万円</p> <p>子が2人の場合 6万円</p> <p>子が3人以上の場合 10万円</p>	移住者住まい応援給付金の交付は、1世帯につき1回限りとする。